

8 川 こ 保 1 第 5 5 9 号

令 和 8 年 7 月 2 1 日

各 民 間 保 育 所 施 設 長 様

川 崎 市 こ ど も 未 来 局

保 育 ・ 幼 児 教 育 部 保 育 第 1 課 長

令和8年度療育支援加算における要件の変更点について（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記の件について、こども家庭庁から発出された留意事項についての通知（資料1。以下、「国通知」という。）により令和8年度から療育支援加算について大幅な見直しが行われ、複数の要件が新たに追加されました。これに伴う現時点での本市での取扱いについて次のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。

なお、加算認定の申請につきましては例年通り9月頃を予定しており、認定においては、障害児等の受入れとともに、追加要件となる取組を実施している必要がありますため、帳票類の整備や体制確保等、必要な対応を進めていただきますようお願いいたします。

1 主任保育士等を補助する者の配置する場合

(1) 主任保育士等を補助する者の配置

国通知における「主任保育士専任加算の対象施設において、主任保育士等を補助する者を配置し〜」のとおり、主任を補助する者を追加で配置することが必要となります。

本市では障害児保育費の認定において加配職員の配置を要件として行っていることから、当該認定をもって「主任保育士等を補助する者」の要件は満たすものとして取扱います。

(2) 必要な取組等

国通知において「関係機関と連携しながら、障害特性等に応じた支援を充実するとともにインクルージョンの推進を図る」要件として5つの取組が示されております。本市での取扱いについては、国通知の要旨を踏まえたうえで次のとおりといたします。

なお、これらの取組について、年度内の実施が一部十分でなかった場合においても、即座に加算要件を満たさないものとの判断するものではありませんが、その理由や事情については説明を求めることとなりますため、日頃から検討状況等の整理に努めるようお願いいたします。

また、令和7年度に療育支援加算を算定している施設については、令和8年9月末日

までは、従前の取組を行うことで要件を満たすものといえます。

ア 対象となる障害児の把握（「対象児童の一覧表」の作成）

- ・ 施設の職員がチームとなって支援に取り組むにあたり、対象児童の把握と職員間での情報共有を目的として、「対象児童の一覧表」の作成が必要になります。
- ・ 「対象児童の一覧表」には「障害特性や気にかけるべき点」、「通所施設の利用情報・利用日時」を含むものを想定しています。
- ・ 「対象児童の一覧表」は、本市での加算認定時に提出を必要とする予定です。
- ・ 様式の指定はありませんが、様式例を添付いたします（参考資料1）ので、各施設での活用方法に合わせてお使いください。（既に要件を満たす一覧表を作成されている場合に、再度作成する必要はありません。）

イ 障害特性等に応じた教育・保育の実践（「個別の支援計画・指導計画」の作成）

- ・ 個々の障害児について個別の支援計画及び指導計画を作成が必要になります。
「支援計画」：家庭や関係機関と連携・協力を図り、長期的な視点で障害児への支援を行うために作成された個別の計画。
「指導計画」：個々の障害児の実態に応じて適切な指導を行うために施設・事業所で作成する個別の計画。
- ・ 「支援計画」及び「指導計画」は、本市での加算認定時に提出を必要とする予定です。
- ・ 障害のある子ども等の支援計画の作成については、本市の保育所指導監査基準にも含まれているため、既に作成をされている施設におかれましては、改めて作成する必要はございません。本件通知を踏まえ、適宜内容の追記等を御検討ください。
- ・ 様式の指定はありませんが、参考として本市で様式例を作成いたしました（参考資料2）ので、各施設での活用方法に合わせてお使いください。
- ・ 各計画は、定期的な見直しが必要です。保護者や障害児児童施設等との連携を図りながら半期ごとのタイミング等で適切に見直しを行ってください。
- ・ 対象児童が多数のとき等、個別の支援計画等の作成や見直しを十分に行うことが難しい事由がある場合は、一部の児童のみに対して取組を実施することで、要件を満たすものとして取扱います。（当初から一部の児童について取組を実施しないことを認めるものではありません。）

※ 各計画の考え方は、国の「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」第5章内で解説されていますので御参考ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1341233_00002.htm

ウ 障害児通所支援事業所等との連携強化

- ・ 障害児通所支援事業を利用する障害児については、イの「個別の支援計画」の作成及び見直しに当たって、障害児通所支援事業所等にも作成及び見直しに係る会議への参加を求める等の連携を図り、障害の特性や当該障害児通所支援事業所等における支援内容等を把握が必要です。
- ・ 対象児童が障害児通所施設等を利用していない場合は、本要件の実施は不要です。

エ 児童の家族への支援

- ・ 具体的には次の全ての取組を行うこととします。
 - (ア) 家族からの相談を受け付ける体制の構築
 - ⇒ 発達の遅れ等について相談したいときの相談先や相談を受け付ける流れを定めておくとともに、施設全体において障害児等の過程の困りごと等への対応力が高まるよう取組んでください。
 - (イ) 個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組
 - ⇒ 全ての取組を一律に実施することを求めるものではありません。在園する障害児等の状況を踏まえ、施設ごとに実施する内容を検討してください。
 - (ウ) (ア) 及び (イ) の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知
- ・ 本項目は一律の回数の実施を求めるものではありませんが、障害児の家族の状況等も踏まえつつ、何をどのように実施するかを施設・事業所内で適切に検討いただくことが重要であり、そのうえで必要となる回数の実施に努めてください。

オ 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組の実施

- ・ 児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修への参加のほか、近隣の保育施設や幼稚園、就学先の小学校と、障害児の教育・保育についての情報交換を行う等により連携を図ることが必要になります。
- ・ 地域の関係機関には、児童発達支援センター、障害児通所施設、特別支援学校小等部、幼児教育支援センターのほか、近隣の保育所や市の障害福祉に関係する部署等幅広く該当するものと考えられます。
- ・ 会議や研修への参加を通じて、障害児の支援機関や他の保育所等とのコミュニケーションを密にすることで、地域全体のインクルージョンを推進するという趣旨となります。
- ・ 一律の回数実施や、全ての機関との連携を求めるものではありませんが、上記趣旨を踏まえた取組の実施に努めていただきますようお願いします。

2 専門職を活用する場合

今年度から、主任保育士専任加算の対象でない場合でも、専門職を配置し必要な取組を実施した場合に、療育支援加算の対象となります。（加算額は配置する職員や実働時間によって異なります。詳細は参考資料③の公定価格単価表を御参照ください。）

（１）専門職とは

次のいずれかに該当し、かつ子育て支援に係る業務に３年以上従事した経験がある者を指します。

- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師のいずれかの資格を有する者（※）
- ・ 心理担当職員

⇒ 学校教育の規定による大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する過程を修めて卒業したものであって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を指します。

- ・ 障害児の良育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有する者

⇒ 「障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に５年以上従事していたこと」を指します。これは、児童発達支援センター等に勤務して児童発達支援と保育所等訪問支援の両方の業務を行った経験のある場合や、保育所等で障害児保育の担当をしていた経験のほか、自治体障害児支援の担当部署において保育所等の巡回支援の業務を行った経験ある場合が対象になることを想定しています。

※ 対象児童が医療的ケア児である場合に限り、看護師又は准看護師も対象となります。

（２）専門職の配置要件

- ・ 月に６０時間以上（１週間に２日程度）業務に従事していることが必要です。（時間数は、契約や雇用時間ではなく、実働時間となります。）
- ・ 非常勤職員のほか、複数人の職員配置により基準時間を計上することも可能です。ただし、１人あたりの配置時間が少なくなることによりスポットの支援にならないよう、職員間の情報共有や連携して取組む必要があります。
- ・ 当該業務に従事する場合、同一の時間帯で年齢別配置基準の常勤換算と重複して計上することはできません。

(3) 必要な取組等

ア 研修計画の作成と年1回の研修の実施

- ・ 障害保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催することが必要です。

イ 1 (2) のア～オの取組

主任専任加算の対象施設が実施する取組についても、同様に実施する必要があります。

3 認定申請及び実績報告

- ・ 例年通り8月頃の申請案内、10月頃の認定となる見込みです。申請方法等については改めて御案内いたします。
- ・ 今年度から実績報告書の提出が必要となります。こちらの書式等につきましても、翌年3月頃に別途御案内いたします。なお、実績報告においては、前述の1 (2) 及び2 (3) の取組状況についても報告求めることを予定しております。計画的な取組実施の検討を進めるとともに、実施内容の記録や、使用した資料の整理等に努めていただきますようお願いいたします。

4 今後の予定について

8月中旬頃 申請についての通知

9月中旬頃 申請締め切り

順次審査

10月下旬頃 認定結果通知

11月給付費以降 認定状況に応じて4月以降の給付費精算等

5 参考資料

- ① 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(令和8年4月8日改正、療育支援加算部分抜粋)
- ② 「定価格に関するFAQ」(令和8年5月22日時点版、療育支援加算部分抜粋)
- ③ 公定価格単価表(令和8年4月8日版、抜粋)

(保育第1課 担当 吉田)

電 話 044-200-2662